

平成28年9月6日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき、北加瀬社宅跡地開発計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号 名称 株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表者 代表取締役社長 出口 秀巳
	指定開発行為の名称	北加瀬社宅跡地開発計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区北加瀬二丁目80番1
	指定開発行為の目的	共同住宅、高齢者福祉施設、子育て支援施設及び店舗の建設
	指定開発行為の内容	区域面積：約11,684㎡（第一種中高層住居専用地域／近隣商業地域） 延べ面積：約11,853㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成29年2月 完了予定：平成30年2月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成28年9月6日（火）から 平成28年9月20日（火）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-7-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所 及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156